

憲法

1. まず、C 総理が閣議において A 国との関係をこれまで通りにするという趣旨の発言をした際に、E が強硬に反対したにもかかわらず、F 大臣に対して A 国との大型経済ミッションを予定通り進めるよう指示した行為は、内閣閣議を全員一致でしなければならないという原則に反しないか。

(1) 内閣総理大臣が代表できるのは、国会に対する議案の提出のみ（72 条）であり、内閣は合議制の機関であるから、一般的に内閣総理大臣は、他の国务大臣から独立して単独で内閣の意思決定を行うことはできない。ここから、内閣閣議の全員一致原則が導かれる。そして、これは具体的に、閣議を開いて採決を行ったうえで全員一致を確認しなければならないという物である。そうすると、E 大臣が強硬に反対している本件の閣議は全員一致とはいえ、内閣としての意思決定があったとはいえない。

(2) 内閣としての意思決定はないものの、内閣総理大臣としての地位を根拠に F 大臣への指示を正当化できないか。

ア. ロッキード事件丸紅ルート大法廷判決において、内閣総理大臣は、少なくとも内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時、その所掌義務について一定の方向で処理するよう指導・助言等の指示を与える権限を有するとされており、本件にもこの権限の存在は妥当する。

イ. 確かに、閣議において E は、A 国との関係をこれまで通りにすることについて強硬に反対している。しかし、他の閣僚は賛否とも発言をすることなく、C 総理自身も閣内の意見をまとめるそぶりを見せなかったのであるから、内閣の明示の意思として、直ちに A 国への経済をすべきというものや、A 国との関係をこれまで通りにすべきでないというものすらない。そうすると、C 総理が F 大臣に対してした、A 国との大型経済ミッションを予定通りするという指示は、内閣の明示の意思に反しない範囲の、対外経済担当という行政を所掌する国务大臣 F に対する指導であり、C 総理の権限の範囲内の行為である。

(3) したがって、C 総理の上記 1 の行為は、内閣閣議の全員一致原則に反しない。

2. 次に、E が閣内の意見対立の状況を H に漏らした行為は許されるか。

国务大臣は、内閣の一員として内閣の一体性を保持する義務を負う（66 条 1 項ないし 3 項）。そうすると、内閣の関係者しか知り得ない閣内の意見対立状況を全くの部外者である政治記者 H に漏らした行為は、オフレコであるという前提であっても、聞いた情報について守秘義務を負わない地位にある者に内閣の一体性を壊しうる情報を提供した行為であるとして、上記義務に反する。

3. そして、E は罷免後の報酬支払いを請求できるか。

内閣総理大臣は、国务大臣を罷免することができる（68 条 2 項）。C 総理は任意に E 大臣を罷免することができるのであるから、E を罷免した行為は憲法を根拠にした合憲なものである。そうすると、E の罷免が適法なものであり、かつ罷免後の国务大臣の報酬を補償する法律上の根拠が存在しない以上、E は罷免日以降の国务大臣としての報酬支払請求権を有しないことになるから、裁判所は E の請求を棄却すべきである。 以上

(コメント)

憲法は統治からの出題でした。私がロー受験生時代にこの過去問を初めてみた時は絶望し、結局最後までこれを解くことはありませんでした。

読み物としては面白いですが、解くとなるとかなり嫌な問題だと思います。

内閣閣議には全員一致原則というものがあるらしく、出題趣旨を見ながら答案を作成してみましたが、それでも正直よくわからない問題だったので、何の力を測る試験なのか疑問が残るところです。

それでも内閣としての意思決定はないこと、総理大臣だけで指示する余地はないかということを検討しました。ここで、ロッキード事件丸紅ルート判決というものをを用いていますが、もちろん初めて知ったので、判例を読みながらなんとか規範を立てました。ここからは問題文の事実を使って当てはめるだけなので問題ありません。

次に、EがHに漏らした行為の適法性を検討していますが、66条からすれば当然違法（違憲）という結論にしました。

最後に報酬請求権についてですが、罷免が適法だから請求権などあるわけがないとして棄却にしました。このほかに、司法権の範囲外だから却下にする余地もあるようです。

科目としての難易度は最高です。私の基礎学力の問題かもしれないですが、こんな問題誰が初見で解けるの？という感想です。ですが、もし本番で出題された場合には、どうにか条文を探し、どうにかそれっぽい規範を立て、とにかくたくさんの事実を使って評価するという姿勢を忘れなければ何とかできると思います。本答案は出題趣旨を見ながら作ったものなので、このようなものが書けなくても絶対気にしないでください。

民法

設問 1

1. B は A に対して本件売買契約 (555 条) に基づいて乙の引渡しを請求すると考えられる。

B は 2020 年 4 月 2 日に A との間で乙を代金 2000 万円で購入する旨の売買契約を締結しているため、B の請求は認められると思われる。

2. A はこれに対して、乙の引渡しについて履行不能 (412 条の 2 第 1 項) を根拠に、B の請求は認められないと反論すると考えられる。

甲の建っている地盤には重大な欠陥があり、その土壌改良工事の費用は少なくとも 5 億円以上になるのに対し、乙の売買代金は 2000 万円である。それに加えて、甲の全ての区分を完売しても全く儲けはなくかえって損をするため、「取引上の社会通念に照らして」本件売買契約の履行の前提となっている、土壌に欠陥のない甲の一区分である乙を引き渡すことは「不能」であるといえる。

したがって、A の反論が認められる。

3. よって、B の請求は認められない。

設問 2

1. B の A に対する丙クラブ会員権契約の解除通知は、債務不履行解除 (541 条) の意思表示 (540 条) として行われたものであるから、解除要件を満たせば有効となる。

2. まず、甲の広告、案内書には、丙クラブのスポーツ施設の内容として、2020 年 12 月末には屋内プール・ジャグジーが完成予定であると記載されていたのであるから、A は丙クラブ会員権契約を締結した B に対して、屋内プール等を 2020 年 12 月末までに完成させる「債務」を負っていたといえる。しかし、屋内プールは 12 月末までに完成していないため、A は上記債務を「履行し」ていない。加えて、B は A に対して「相当の期間を定めてその履行を催告し」たにもかかわらず、A は「その期間内に履行」をしていない。

3. ここで、A はその不履行が「軽微である」 (541 条但書) と反論すると考えられる。

確かに、丙クラブのスポーツ施設の内容として、テニスコートや屋外プールは既に完備されているのであるから、プールを利用することは可能である。

しかし、屋内プールは日焼けをしたくないと考える人も利用できる点や、雨の日にも利用できる点において屋外プールとは異なる役割を果たすものである。

そうすると、丙クラブ会員権契約において屋内プールが期間内に完備されないことが、「その契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である」とはいえない。

したがって、A の上記反論は認められない。

4. そして、上記債務不履行について「債権者」である B の「責めに帰すべき事由」 (543 条) も存在しない。

5. よって、B が A に対して 2021 年 8 月 1 日到達の書面により、屋内プール完成の遅延を理由として、丙クラブ会員権契約を解除する旨の「意思表示」 (540 条) をしている以上、B による解除通知は有効である。

設問 3

1. B の A に対する本件売買契約の解除は、複合的契約の解除を根拠とするものである。

2. A は、本件売買契約について債務不履行がない以上、丙クラブ会員権契約と併せて本件売

買契約を解除することはできないと反論すると考えられる。

(1) 確かに、複合的契約においても、それぞれが別個の契約である以上、一方の債務不履行によって他方の契約の解除をすることはできないのが原則である。

しかし、債務不履行解除の制度趣旨は、債務不履行によって契約を維持する意味を失った債権者を契約の拘束力から解放し、保護することにある。そこで、複合的契約であっても、社会通念上一方の履行のみでは契約を締結した目的が全体として達成できないと認められるほどに、それぞれの契約が密接に深く関連している場合には、一方の契約の債務不履行を理由として、他方の契約も併せて解除することができるべきである。

(2) A は甲を丙クラブ会員権付として売り出しており、丙クラブ会員権が甲と紐づけられているといえる。また、甲の広告、案内書及び売買契約書に甲の区分所有権の購入者は購入と同時に丙クラブ会員になるとされ、丙クラブ会則には、甲の区分所有権を他に譲渡したときは丙クラブの会員資格は消滅すると定められていたのであるから、甲の区分所有権を購入する際には、丙クラブ会員権の内容は重要な意味を持っていたといえる。そうすると、甲の区分である乙の売買契約と丙クラブ会員権契約は実質的に 1 つの契約と評価できるほど密接に深く関連しており、社会通念上、乙の売買契約に基づく乙の引渡しのみでは全体としてその契約を締結した目的が全体として達成できないといえる。

したがって、A の反論は認められない。

3. 以上より、B は丙クラブ会員権契約と併せて本件売買契約の解除もすることができるから、B の主張が認められる。 以上

(コメント)

設問 1

設問 1 では、急に履行不能の話に飛びつくのではなく、どのような請求をして、どのような反論をするのかという視点で 1 から組み立てていくことが重要です。これを飛ばしてしまうといわゆる論点主義のような答案になります。本問では、売買契約があるので原則として引渡請求ができるけど、履行が不能だから拒めるという構成で解決します。

設問 2

ここでは債務不履行解除を検討することになりますが、反論を考慮しつつという指示があるので、反論するならどこかなと考えながら組み立てていくことになります。大抵の場合は、条文上の但書の場面で反論することになると思います。本問でいえば、541 条の但書に軽微な場合は無理と書かれているので、ここで反論させるのが良いと思います。本答案のように屋内プールのメリットから軽微ではないとするのが一般的かと思いますが、その内容の是非はともかく、条文を丁寧に使うことが求められているものです。

設問 3

次は複合的契約の同時解除に関する問題です。これは基礎問には載っていない論点ですが、論証集では強調されている論点なので、それを覚えていれば簡単に解ける問題でした。

当てはめでは、広告等に丙クラブ会員権を押し出していたことから密接関連性を認定しました。

問題全体

科目としての難易度は例年より低めでした。解除自体論点が複雑に絡み合う分野ではないので、普段から条文を丁寧に使っていれば設問2まではすんなりいくのではないかと思います。設問3はこの論点を知らなくても、理屈をこねればどうにか近い規範は導けると思うので、逆に設問2までを絶対落とさないという気持ちで行くのが良いと思います。

刑法

設問 1

1 甲には①同意殺人未遂罪（203条、202条後段）②殺人未遂罪（203条、199条）の2つの罪が成立しうる。私は、同意殺人未遂罪が成立しうると考える。

2 甲がAと一緒に死んでほしい。と言いながら包丁を取り出し、それを見たAが甲に殺されたいと考えているため、黙示の「承諾を得て」いる。そのうえで包丁を用いてAの左胸を突き刺しているから、客観的には同意殺人罪の実行行為を実現している。ここで、甲はAによる同意の存在を認識しておらず、殺人罪の故意（38条1項）を持って上記実行行為に及んでいるところ、これをもって同意殺人罪の故意があるといえるか問題となる。故意責任の根拠である行為規範の問題は構成要件の形式で与えられているから、認識事実と実現事実が構成要件の範囲内で符合する限りで故意が認められるのが原則であるが、両者の構成要件に重なり合いが認められるのであれば故意が認められる。

殺人罪と同意殺人罪は被害者の主観に違いがあるのみであり、行為態様や保護法益が重なっているから、後者の限度で構成要件に重なり合いが認められる。したがって、甲には同意殺人未遂罪が成立する。また、Aが内心で殺されたいと考えていたことは殺人罪と同意殺人罪を区別するという法的意味をもつ。

3 殺人未遂罪が成立するとの説は、承諾が外部に表明されていなければならないことを前提とするが、構成要件では承諾を「得て」殺すことしか求められていないため、外部的表明を求めることは罪刑法定主義に反しうることから妥当でない。

設問 2

中止犯の必要的減免の根拠は行為者の態度が責任を減少させる点にあるから、「犯罪を中止した」（43条但書）といえるためには、責任減少を認めるに足りるだけの結果不発生に向けた真摯な努力が必要である。確かに、甲はなんとしてもAを助けたいとの思いから行為地点から約7kmも離れた病院へAを連れて行っており、真摯な努力が認められるようにも思える。しかし、甲は担当医師のCに対し、強盗に襲われて包丁のようなもので刺されたと虚偽の事実を伝え、不明な点を確認しようとするCの隙を見て立ち去り車で逃走しているから、甲は自己の罪がCなどに判明して通報されることを回避しようとしていたと評価できる。救急患者には不明な点が多く、予期せぬアレルギー反応等により患者の生命に危険が及ぶ場合があることを考慮すれば、その場を立ち去り車で逃亡した甲には、責任減少を認めるに足りるだけの真摯な努力は認められず、「犯罪を中止した」とはいえないから中止犯は成立しない。

以上

（コメント）

まず、刑法では30行制限がかけられているので、できる限り改行せずに書き続けるのが良いと思います。また、三段論法を綺麗に書こうとすると絶対書ききれないので、三段論法を崩す場面も多くなってきます。

設問（1）

ここでは同意が心の中にとどまり、行為者がそれを認識できなかった場合の処理を聞かれ

ています。同意殺人と普通の殺人どちらを選んでも差はないと思うので、出題趣旨で求められているような流れを意識しつつ、同意殺人で書きました。3では殺人未遂罪が成立することを批判していますが、私が現場で書くのであればこう書くというものを書きました。外部的表明なんて構成要件に書かれていないと指摘して、罪刑法定主義と絡めて批判してみましたが、これが正しいかどうかは正直わかりません。

設問(2)

ここでは中止犯について検討することになりますが、「自己の意思により」などの要件を検討している紙面の余裕がないので、真摯かどうかのみ認定しています。結局ここで否定できず中止犯は成立しないとの結論は導けるので、結論には影響ないです。また、甲がなんとしても助けたがっていたという不利な事情にも触れたうえで、逃げたから真摯じゃないという認定をしています。このように、自分の出したい結論に不利な事情にも触れていると良い評価がもらえるはずですが（言い切ることはできません）。

問題全体

科目としての難易度は例年通りくらいだと思います。とにかくその問題の核となる部分を見極めてそこを攻めるというのが中央刑法の鍵だと思います。

(3科目通しての戦略)

民法が一番解きやすいと思うので、これを先に片付け、刑法を頑張って考えながら50分弱で片付け、憲法にたくさん時間を使いたいです。条文から国務大臣や内閣総理大臣に関するものを見つけ、それをこの問題に使えるかどうか検討するというのが攻略法というか上手い逃げ方なのかと思います。

商法

設問（１）

- 1 Dは甲社「取締役」Aが乙社の連帯保証人になろうとする「行為」が間接取引に当たるとを前提に、356条1項3号、365条1項という「法令...に違反する」として監査役の差止請求権（385条1項）を行使できるか。
- 2 確かに、乙社とAは別人格であるから、乙社の債務を保証することは「取締役の債務を保証」とはいえないように思える。しかし、乙社はAの家族がその発行済株式を保有し経営している会社で、Aがその代表取締役であるから、実質的にAと同一の法人格であるといえる。そうすると、甲社が乙社の丙銀行に対する1億円の債務を保証することは、実質的に「取締役」Aの「債務を保証すること」と同一であるといえる。
- 3 そうすると、Aは甲社代表取締役としてその業務執行（349条1項）たる乙社債務の保証をする際には「重要な事実を開示し」て取締役会の承認を受けなければならない（356条1項3号、365条1項）。にもかかわらず、Aは取締役会の承認を受けずにその行為をしようとしているから「法令」違反がある。また、総資産20億円ほどでここ10年ほど本業が赤字の甲社が1億円の債務を保証することで「会社に著しい損害が生ずるおそれ」がある。したがって、Dの請求は認められる。

設問（２）①

- 1 Eは甲社「株主」として甲社に対してAへの損害賠償責任追及（423条1項）の訴えについて提訴請求し、甲社が「六十日」以内に提訴しなければ自らその訴えを提起する株主代表訴訟（847条1項ないし3項）を提起すると考えられる。
- 2 Aは「役員等」である甲社「取締役」としての地位に基づく「任務」として法令遵守義務を負う（355条）。しかし、Aは乙社の債務を連帯保証する際、取締役の承認が必要であるとの356条1項、365条1項という法令に違反しており、「任務を怠った」といえる。
- 3 そして、甲社は丙銀行への保証債務の履行として8000万円を支払い、乙社は倒産しているからその回収ができないことによる8000万円の「損害」が生じている。そして、Aが取締役会に保証について上程していれば他の取締役の反対により保証はできなかったはずであるから、Aの任務懈怠に「よって」甲社の「損害」が生じており、Aは乙社代表取締役として経営悪化を知りながら丙銀行から融資を受けているから帰責性もある（428条1項）。したがってEは上記1の方法で責任追及できる。

設問（２）②

Eは間接「損害」を被っているものの、株主代表訴訟により実効的救済ができるから「第三者」（429条1項）に含まれない。したがって、EはAに直接責任追及できない。 以上

（コメント）

設問（１）

監査役の差止請求権という、少し探すのに苦労する人もいると思われる条文を操作する問題です。ここでは間接取引を差し止めるわけですが、間接取引該当性についてはサッと認定し、取締役会決議が必要なのに経ていないことを簡潔に指摘しています。結局それが法令違反となってDの請求が認められるのですが、条文をしっかりと使いながらかけていれば十分合

格レベルに行くと思います。また、ここでは問題となっていませんが、これの株主バージョン（360条）では、「回復することのできない損害」まで必要になりうることもあることもセットで覚えておきたいです（同条3項）。基礎問では、これをセットで覚えられるような問題構造になっています。

設問（2）

①では株主代表訴訟の中身として423条を検討していきました。出題趣旨にある6ヶ月の継続保有要件が不要という点については、紙面的に無理があったので無視しました。一応書き出しの場面で847条1項ないし3項として2項も含める書き方をしたので、わかっているアピールはしたつもりです。それはともかく、423条の要件該当性について事実と条文をうまく結びつけながら書きました。

②はとにかく紙面が足りなかったのが、間接損害を被った株主が第三者に含まれるかという論点に触れるだけ触れて即座に否定しました。基礎問ではこの論点について会社が倒産したというような事例でしっかり学べるので、実際に加藤ゼミナールで本答案のような書き方が推奨されているわけではありません。

問題全体

科目としての難易度は例年通りだと思います。分野としては頻出論点なのでコンパクトな書き方を身につけておくと便利です。

民事訴訟法

設問 1

1. 後訴 A は前訴 A の確定判決から生じる既判力により許容されないのではないか。
 - (1) 既判力は、前訴確定判決の「主文に包含するもの」すなわち訴訟物の存否に対する判断について生じるのが原則である（114 条 1 項）。前訴 A の確定判決により、その訴訟物たる利息契約に基づく利息請求権（以下「訴訟物①」）の不存在に既判力が生じる。
 - (2) もっとも、既判力が作用するのは前訴と後訴の訴訟物が同一・先決・矛盾のいずれかに該当する場合であるが、後訴 A の訴訟物は消費貸借契約（民法 587 条）に基づく貸金返還請求権（以下「訴訟物②」）であるため、そのいずれの関係にも立たず、上記既判力は後訴 A に作用しない。
2. 前訴で攻撃防御が尽くされたことにより、すでに決着済みであると当事者の一方の信頼が及んでいる事柄については、訴訟上の権能の失効を根拠として、後訴で争うことが信義則（2 条）上禁止される。確かに、前訴 A で Y はそもそも 500 万円を借りていないと主張しており、その存否についても審判は及んでいたといえるが、主要な争点は訴訟物の前提をなす利息契約の存否であると考えられるから、前訴で 500 万円の貸付について攻撃防御が尽くされたとまではいえず、当事者の一方においてそれが決着済みであるとの信頼は及んでいない。したがって、後訴 A は許容される。

設問 2

1. 前訴 B により、その訴訟物である訴訟物②の不存在に既判力が生じている（114 条 1 項）ものの、後訴 B の訴訟物は訴訟物①であり、両者は同一・先決・矛盾のいずれの関係にもないから、前訴 B から生じた既判力は後訴 B に作用しない。また、上記既判力は、前訴 B の基準時たる事実審の口頭弁論終結時における訴訟物②の不存在に生じているだけであるから、X の「前訴 B の確定判決の既判力の標準時までの利息」の支払いを求めるとの主張は上記既判力と矛盾するものではなく、既判力に反する主張とならない。
2. 次に信義則について検討する。前訴 B では、後訴 B の訴訟物の前提をなす XY 間での消費貸借契約の存否を主要な争点として攻撃防御を繰り返しており、その結果として請求棄却、すなわち不存在との判断がなされたのであるから、当然にその利息の不存在についても決着済みであると Y は信頼するはずである。そうすると、X は利息請求に関する訴訟上の権能を失効したとして、X が後訴 B を提起することは信義則上禁止される。 以上

（コメント）

設問 1

ここでは利息請求権と元本請求権（便宜上そう言っているだけです）は訴訟物が別であるということを前提に、既判力の作用などを検討したうえで信義則に論じるのが筋です。

既判力の基本的な書き方は基礎問で 10 問以上触れられているので問題なく、信義則についても基礎問で触れられているので問題なく書くことができます。

設問 2

ここでも既判力に触れながら、その基準時について軽く触れることとなります。例によっ

て紙面に余裕がないので、基準時を導く理由は書きませんでした。

信義則については、設問1との事情の違いを踏まえながら禁止されるとの結論を導きました。

問題全体

科目としての難易度は例年より低めでした。利息請求権という訴訟物について知らなければ難しくなりますが、出題者の意図を汲み取れば、これは別の訴訟物として論じないと書くことがないと気づけると思うので、どうにか書けると思います。

刑事訴訟法

設問（1）

1. 甲の逮捕は準現行犯逮捕として行われているところ、その要件は㉞212条2項各号該当性、逮捕者逮捕者にとって犯罪と犯人の結びつきが明白であれば誤認逮捕のおそれが小さいという現行犯逮捕の根拠から導かれる㉟犯行・逮捕間の時間的・場所的接近性㊱逮捕者からみた犯罪と犯人の明白性に加え、㊲逮捕の必要性（規則143条の3参照）である。
2. 甲は、Aから職務質問のために停止するよう求められた際に逃走しているから、「誰何されて逃走」（4号）しているし、Aに追いつかれた際に武器となる籠手を腕につけていたところ、一般人が生活のなかで籠手を身につける機会などないことから、「明らかに犯罪の用に供したと思われる...物を所持している」（2号）といえる。さらに、甲が血の混じった唾を吐いたことや、顔面に新しい傷跡があったことから、「身体...に犯罪の顕著な証拠がある」（3号）ともいえる（㊳）。このように212条2項各号のうち3つに該当することから時間的・場所的接着性は大幅に緩和される。そこで、逮捕が本件犯行から1時間経過し、本件犯行の現場から約4km離れていると思われるものの、時間的・場所的接着性が認められる（㊴）。また、Aから見て傷跡や籠手の存在から凶器準備集合罪や傷害罪に甲が関与したことは明らかである（㊵）し、それらの罪の社会的危険性や、甲が残存したアドレナリンから新たな犯罪を犯す危険性が大きいことからすれば甲を逮捕すべきであるから、逮捕の必要性も認められる（㊶）。したがって、下線部①の逮捕は準現行犯逮捕として適法である。

設問（2）

1. 下線部②の差押えは司法巡査という「司法警察職員」A（39条3項）が、甲という凶器準備集合罪及び傷害罪の「現行犯人を逮捕する」際に凶器となりうるため、差し押える「必要」のある籠手を差し押さえるものとして、逮捕に伴う差押え（220条1項）に当たる。
2. （1）220条1項2号、3項が無令状で差押えを許容しているのは「逮捕の現場」に証拠物が存在する蓋然性が高いことを根拠とし、その蓋然性は場所の移動では変化しないし、被疑者への新たな権利侵害はない。しかし、「逮捕の現場」という文言も無視できないから、
a その場で差押えを実施することが適当でない場合に b 速やかに差押えに適した最寄りの場所に移動したうえで差押えを実施していればそれを「逮捕の現場」と同視できる。
（2）下線部①の逮捕の際に、Aは道路上で甲の腕から籠手を外して差し押さえようとしたが、車両が通行していたことや、甲が暴れて周りの見物人に危害を加えるおそれがあったことから、その場で差押えを行うのは適当でない（a）。また、逮捕から10分後に、上記のおそれがない派出所という安全な場所で差押えがなされている（b）。
3. したがって、下線部②の差押えは「逮捕の現場」で行われたものとして、無令状で行うことができる（3項）から適法である。 以上

（コメント）

設問（1）

ここでは準現行犯逮捕について要件を4つ定立して論じています。これは基礎問で出題さ

れたものを参考に定立しています。出題趣旨では①について法解釈をすることが求められていますが、紙面の余裕がないので簡潔にしました。

当てはめでは、2項各号該当性について3つ該当することから、時間的場所的近接性が緩和されるという基礎問で学んだことを使いながら、長くなりすぎないように調整しています。設問(2)でもそこそこの分量を書くので、ここで使いすぎると後悔します。

設問(2)

ここでは逮捕に伴う捜索・差押えについて、被逮捕者の移動があった場合の解釈を試されています。ここでは規範さえ書ければ当てはめで苦勞することはないと思います。結論を書き忘れないようにだけ注意したいです。

問題全体

科目としての難易度は例年通りくらいかと思います。いずれも捜査法からの出題なので、得意とする受験生は多く、30行という短い紙面にどれだけのことを書けるかという勝負になります。

(3科目通しての戦略)

ここは刑訴が一番基本なので、刑訴をサッと片付け、商法も条文を探しながら粘り強く当てはめれば45分くらい余ると思います。

民訴は知っていれば簡単ですが、知らなければ利息の性質などから知っていることを分厚く書いて逃げの答案を作れば、合格レベルには到達できるのではないかと思います。